

無償資金協力（施設・機材等調達方式）の契約認証（同意）前審査における 契約書の事前校閲について

1. 事前校閲とは

通常、契約認証（同意）前審査は契約締結後に行います。契約締結（署名）前のドラフト版について、契約認証（同意）審査の観点から内容確認を行うことを「事前校閲」といいます。ドラフト段階で内容を確認し、必要な修正を反映させたうえで署名することにより、署名後の契約認証（同意）手続きが迅速かつ円滑に進むことが期待されます。

2. 事前校閲の適用対象

新規契約書だけでなく、修正契約書も適用対象となります。

事前校閲が特に有効と考えられるのは次のような契約書です。

- ・ コンサルタントの新規契約書
- ・ ミャンマー国など、契約締結後の訂正が事実上非常に困難な国の案件の契約書

3. 事前校閲を行う場合の契約認証（同意）前審査手順

(1) コンサルタントは、事前校閲の対象となる契約書ドラフト^{※1}及び契約認証（同意）前審査に必要な書類一式^{※2}のドラフトをJICAの実施監理課担当者に提出する。

※1 仏・西語の契約書の場合、2015年11月以降の閣議決定案件は英訳を、2015年9月以前の閣議決定案件は和訳をそれぞれ添付してください。

※2 2015年11月以降の閣議決定案件：Cover Letter（事前校閲時はドラフトのため署名不要）、Checklist for the Contract、施工工程表/工事出来高予定表（施設案件のみ）

2015年9月以前の閣議決定案件：契約概要表、支出予定表、施工工程表/工事出来高予定表（施設案件のみ）

(2) JICAは契約書ドラフトに対して事前校閲を行い、コンサルタントに結果を連絡する。

(3) コンサルタントは必要に応じて契約書ドラフトを修正し、被援助国政府

実施機関との間で契約を締結する。

(以下、認証(同意)までの手順は通常の手順と同じです)

(4) 契約締結後、コンサルタントは署名済み契約書コピー(原本証明付き)及び契約認証(同意)前審査に必要な書類一式を JICA に提出する。その際、事前校閲段階からの変更点があれば理由とともに明示すること。

(5) JICA は署名済み契約書に対して契約認証(同意)前審査を行い、認証(同意)に支障ない内容であるか確認する。

(6) 署名済み契約書の内容に問題がなければ JICA は認証(同意)書を発行し、コンサルタントに連絡する。

4. 事前校閲を適用する場合の留意点

(1) 契約書の署名予定日や入札図書の配布予定日から逆算し、日程に余裕を持って事前校閲を依頼するようにしてください。

(2) 契約書ドラフトはできるだけ最終版に近い内容となるよう、推敲してください。

(3) 事前校閲を行った場合でも、署名済み契約書に対する契約認証(同意)前審査の段階で不備が確認されれば、修正を求めることがあります。

以 上